

# 「食手帳かおるつるおか」の制作に係る取扱商品公募要領

## 1 事業目的

「食手帳 かおるつるおか」（以下「食手帳」という。）は、鶴岡市の特徴的な農林水産物やその加工品等を総合的に紹介することを通じて、首都圏等に対して販路開拓に意欲のある事業者及び生産者等の取引量の拡大及び商品力の向上につなげるとともに、農林水産業や食関連産業の活性化を図ることを目的に制作するものです。

今回はこの食手帳に掲載する加工品を募集します。

## 2 食手帳の活用について

食手帳は、本市の特徴的な農林水産物と加工品を紹介し、市全体の産業の活性化を図る観点から、行政や商工団体、農業団体、個別事業者において、幅広く活用することを想定し、次のとおり予定しています。

### (1) 行政・関係団体

- ①首都圏等で行う物産展や市場関係者へのPR事業、首都圏スーパーでの販路拡大事業での活用
- ②首都圏等のレストランで行う鶴岡産農産物等のファン拡大事業での活用
- ③首都圏等で行う展示会、関係者との懇談会、その他イベントなど情報発信を目的とする事業での活用
- ④問い合わせや視察での活用
- ⑤関係商工団体等への頒布

### (2) 民間事業者での活用

- ①民間事業者が出展する商談会、展示会等での活用
- ②取引事業者への商談及び紹介

## 3 対象事業者及び加工品の基準

食手帳の対象となる事業者及び加工品の基準については、次のとおりです。

### (1) 事業者・生産者の基準

事業者・生産者の基準については、次の項目の全てに該当していること。

- ① 事業者にあつては、法人及び個人事業主、協同組合、企業組合、NPO法人等で鶴岡市内に事業所を置く者。生産者にあつては、鶴岡市内の農林水産業者または農林水産業者が組織する団体。
- ② 食手帳を活用し自らの商品の首都圏等での販路拡大と商品力向上に積極的に取り組む意欲がある事業者であること。
- ③ バイヤー等から原材料の生産工程や商品の製造工程等の確認をしたい旨の申し出があつた場合、これらの情報を開示し対応できる事業者であること。なお、原材料の生産及び商品の製造、販売が応募事業者と異なる場合であっても同様の対応ができること。
- ④ 関係法令を遵守するとともに、衛生管理技術等の向上に積極的に取り組んでいる事業者であること。特に、商品の表示に関しては、法令により様々な基準が定められていることから、応募後に商品の表示に不備や誤りが無いようにすること。

## (2) 加工品の基準

- ① 公募する加工品は首都圏等に積極的に販路拡大を行う意向があるもので、次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 本市の歴史や文化を背景とし、伝統的な技術によって製造された加工品、また鶴岡の食文化を表す特徴的な加工品で市民に親しまれてきたもの。
  - イ 下記の表にある鶴岡市で生産、収穫された農林水産物を主たる要素として加工した特徴的な商品であること。
  - ウ 上記に掲げる以外の商品であって、鶴岡市のイメージアップや知名度向上に相当程度寄与すると判断できるもの。
- ② 加工品の製造、もしくは加工の最終段階が鶴岡市内外の事業者によって行われているかは問わないが、2(1)①の通り、販売する事業者が鶴岡市内であること。
- ③ 商品の製造過程等において、品質及び衛生管理等が適正に行われ、関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- ④ 首都圏等に向けて安定した製造量や出荷量が確保されている商品であること。

【表】募集する加工品の原材料となる農林水産物

NO.	品目	NO.	品目
1	庄内米（つや姫・雪若丸・はえぬき）	20	ブルーベリー
2	だだちゃ豆	21	ぶどう（やまぶどう含む）
3	庄内たがわちやまめ	22	ラ・フランス
4	焼畑温海かぶ	23	和なし
5	宝谷かぶ	24	りんご
6	藤沢かぶ	25	紅エビ
7	田川百年かぶ	26	サワラ
8	民田なす	27	ズワイガニ
9	沖田なす	28	サクラマス
10	アスパラガス	29	タイ
11	ミニトマト	30	スルメイカ
12	雪中軟白ねぎ	31	アマダイ
13	みょうが	32	サケ
14	孟宗	33	ハタハタ
15	月山筍	34	寒ダラ
16	山菜（たらの芽・青こごめ・うるい・行者ニンニク）	35	トラフグ
17	庄内砂丘メロン	36	庄内豚
18	庄内柿	37	羽黒緬羊
19	さくらんぼ		

## 4 加工品の応募と選考等

- (1) 本事業の事業内容を理解し、首都圏等への販路拡大に意欲のある事業者は、「応募申請書」(様式1)、及び加工品の写真画像(拡張子: jpg・jpeg サイズ: 1MB以上)を添付し、必要事項を記載のうえ、電子メールで次のとおり応募してください。  
※応募に必要な書類は、HPよりダウンロードが可能です。
- (2) 一事業者につき「最大10の加工品まで(農林水産物1品目につき3つまで)」応募が可能です。
- (3) 一事業者で複数の加工品を応募する場合は、優先順位表(様式2)を付したうえで提出してください。
- (4) 3の「事業者及び商品の基準」に該当しない場合や、関係法令等のチェックで不備が見つかった場合、その他の理由で販路開拓を行う事できない場合等は、掲載を取りやめることがあります。
- (5) 応募多数により掲載可能数を超える場合は、鶴岡商工会議所、出羽商工会、鶴岡食文化創造都市推進協議会による制作実行委員会で選考します。
- (6) 他社と同種の加工品が考えられる場合(漬物等)には、自社の独自PRポイントを明確に記載して下さい。
- (7) 応募いただいた写真は、食手帳の制作に際して加工(トリミングや明るさの調整等)をさせていただく場合があります。また、「2食手帳の活用について」に掲げる事業で、情報発信等を行うために二次加工し使用をさせていただく場合があります。

## 5 応募書類の受付等

- (1) 書類・データの提出先

- ① 鶴岡商工会議所の会員企業

食手帳かおるつるおか制作委員会事務局(鶴岡商工会議所内 担当: 柿崎)

E-mail: i-kakizaki@trcci.or.jp

住所: 鶴岡市馬場町8番13号

TEL: 0235-24-7711

FAX: 0235-24-6171

- ② 出羽商工会の会員企業

食手帳かおるつるおか制作委員会事務局(出羽商工会東部センター内 担当: 佐藤)

E-mail: r-oda@shokokai-yamagata.or.jp

住所: 鶴岡市上山添字文栄60

TEL: 0235-57-2833

FAX: 0235-57-5185

- ③ 上記以外の事業者

食手帳かおるつるおか制作委員会事務局(鶴岡食文化創造都市推進協議会 担当: 渡部)

E-mail: watanabet@city.tsuruoka.yamagata.jp

住所: 鶴岡市馬場町9番25号(鶴岡市役所内)

TEL: 0235-25-2111(内線528)

FAX: 0235-25-2990

## 6 応募期間

公募開始日から3月7日(水) 17:00まで

## 7 商品等情報の取り扱いについて

応募していただいた商品並びに事業者等に関する情報については、この公募要領により利用するもので、その他の目的に使用することはありません。

## 8 その他

- (1) 提出した応募様式の記載内容に後から誤りが見つかった場合は、速やかに事務局に修正の申し出をして下さい。
- (2) 本事業は、鶴岡市内の事業者の首都圏等に対する販路拡大等の支援であり、最終的には事業者間取引となることから、事業者間で生じたトラブルに対して制作実行委員会は責任を負いません。
- (3) 本事業の応募に関して直接事業者が負担する費用はありませんが、商談の経過により、サンプル品の照会や説明出張等の費用は各自の負担となります。
- (4) 事務局から本事業の成果に関する調査への回答をお願いする場合があります。